

租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定等に関する規則の一部を改正する
規則をここに公布する。

令和5年3月20日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町規則第13号

租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定等に関する規則の一部を改正する規則

租税特別措置法に基づく優良な宅地の造成の認定等に関する規則(昭和49年寒川町規則第11号)の一部を次のように改正する。

第1号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改め、「宅地造成等規制法」を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改める。

第3号様式中「氏名 ㊟」を「氏名」に改める。

附 則

この規則は、令和5年5月26日から施行する。